

月例総会議事録

- 1 招集日時 平成30年 5 月17日（木）
- 2 開会日時及び場所
平成30年 5 月17日（木） 午後 1 時45分
防府市役所 1 号館 3 階南北会議室
- 3 閉会日時 平成30年 5 月17日（木） 午後 3 時10分
- 4 委員氏名

(1)出席者（14名）

（1 番）石川 眞平 （3 番）中山 博祐 （4 番）宇多村史朗 （5 番）井元 均
（6 番）吉本 典正 （8 番）古谷 修造 （9 番）光井 憲治 （10番）田村 正信
（11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭
（16番）内田 成男 （17番）三輪 栄一

(2)欠席者（4 名）

（2 番）池田 静枝 （7 番）木原 伸二 （13番）鹿角 清美 （18番）藤井 伸昌

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書 記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第23号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第26号 農地転用事業計画変更承認申請について（期間変更・目的変更）

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による協議について

報告第31号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第32号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

報告第33号 農地法第 1 8 条第 1 項但し書きの規定による合意解約について

報告第34号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第35号 現況証明書の発行について

報告第36号 農地法施行規則該当転用届について

報告第37号 畑地造成の届出について

報告第38号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

4 番 宇多村史朗委員

5 番 井元 均委員

午後 1 時45分開会

○事務局 ただいまから 5 月の月例総会を開催します。

今回御欠席の連絡がありました委員は、2 番、池田静枝委員、7 番、木原委員、13 番、鹿角委員、18 番、藤井会長の 4 名でございます。

委員の過半数が御出席ですので、会議規則第 6 条の規定により、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、議長は会議規則第 4 条により、会長が務めることになっておりますが、本日は会長が御欠席ですので、運営規程第 3 条により古谷職務代理者に議事の進行をお願いいたします。

○古谷会長職務代理者

(挨拶)

それでは、議事に入ります前に、議事録署名委員さんは、4 番、宇多村委員さん、それから 5 番、井元委員さんをお願いします。

それでは、協議事項に入ります。

議案第 23 号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の 1 ページ、資料の 1 ページから始まります。

議案第 23 号につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請が 3 件提出されており、3 件とも所有権の移転です。目的は、新規就農 2 件、規模拡大が 1 件です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○古谷会長職務代理者 それでは、1 番について、地元委員さん、説明をお願いします。

○9 番 9 番の光井です。議案第 23 号の 1 は所有権の移転の申請であります。資料は 1 ページです。

1 ページに営農計画書がありますから、それを参考にしながら説明していきます。

現地確認及び申請者への聞き取りを 5 月 12 日及び 5 月 13 日に行いましたので、御報告いたしま

す。

現地につきましては、—————というのがあるんですけど、それから山手のほうへ200mぐらい上がった—————にあります。

話を聞いたところによりますと、譲渡人の—————につきましては、本業は土木の仕事を主にやっておられるんじゃないかと思うんですが、10年ぐらい前から、仕事の合間を見て、もともとここは竹林だったらしいんですけど、この土地を重機等を利用して開墾し、現在のような畑にされたと言っておられました。

そして、約5年前、ビニールハウスを1棟建設されまして、イチジクの栽培を始められたようです。しかしながら、3年ぐらい前、交通事故に遭われ、膝が悪くなったということで、今までのような農作業と本業の土木業の両立ができないということで、今回、—————に譲り渡されることにされたようであります。

譲受人の—————は—————にいらっしゃるんですけども、その近辺で—————のミカン園を数年前から手伝っておられたということで、たまたますぐ近くにこの土地があった、そういう状況から今回この土地を譲り受けることにされたということです。

この土地の利用につきましては、ミカンの栽培、それからハウスを利用してイチゴの栽培も手かげてみたいと言っておられました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明を申します。

まず、第1号の全部効率要件については、譲受人は、耕作要件、農機具等の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

それから、第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

それから、第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

それから、第5号の下限面積要件ですが、これは満たしております。

それから、第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるということで、転貸禁止要件には該当いたしません。

それから、第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障はないものとは考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

最後に、譲渡人の—————の段ですけども、特に、—————につきましては年齢が—————で若く、話をして、農業に対する意気込みがすごく感じられたということで、せっかく自分が苦労し

て開墾したこの土地を末永く大事に守ってくれと、大変安心しておられました。

また、———につきましては、今後は農業を専業として生計を立てられるということで、農業者年金に入っていたら将来よかったということがあるということで、PRしておきました。

以上、報告を終わります。皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷会長職務代理者 それでは、審議に入ります。今、説明のあったことで何か御質疑等があればお願いをいたします。

なお、御質疑のある方は番号とお名前を言ってから質問されますよう、よろしくお願いいたします。

○11番 11番、石田です。———、若い方ということで、大変期待して聞かせていただいたんですけど、専業でなさるということで、それならこの年齢だと、補助金が、開始型のほうが年間150万円もらえるんじゃないかと思うんですけど、その辺は。

○9番 あれも、———とか———がおられるから、あれは5年間かけたら750万円、もらっておられるから、おたくのほうもこれを利用されたらどうですかというアピールはしておきました。

○11番 そうですか。安心いたしました。

○9番 ちょうど、今度、新規に入られる———と道路隔てたすぐ隣に、———が先般お話しした大津4号の天神ミカンを栽培されているんですよ。だから、若い者同士でいいねと言っておきましたから、また何かの折で———から話があるかもわかりません。

○11番 承知いたしました。

○古谷会長職務代理者 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。これは承認、可決されました。続いて、2番について、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。議案第23号2番で所有権移転の申請です。

資料は3ページになります。

5月11日に譲渡人の代理人である———と現地で確認を行い、また、当日の夕方、譲受人———から聞き取りを行いました。

現地は———から西北へ200mぐらい行ったところにあります。去年の秋頃からもう2回ぐらい太陽光発電どんどんかかった、周りは全部太陽光発電の農地です。実はこの当地も太陽光発電を予定していたようですが、1年、間をあげないと許可が出ないということで、業者が撤退して、売り先を探しておられたところに今回の話だったようです。

譲渡人は、——に住んでおられまして、——が——に住んでおられますので、耕作は困難で、農地を全て早急に譲り渡したいということで、いろいろと相手を探していらっしゃったところです。

そこで、譲受人の——ですが、——に住んでいらっしやいまして、家の近所で家庭菜園的に野菜を作っていて、そのうち農業に興味を持ち就農したいと考えていたところ、——ぐらい離れたところですが、車で通える範囲でやってみようということで、今回の話になりました。

新規就農と書いてありますが、見たらわかりますが、——です。ちょっとこのへんが気になりまして、お話をいろいろ伺ったところ、息子さんがいらっしやいまして、奥さんと、息子さん——になりますが、一緒にやるということで、——なんですが大変元気な方で、今もまだ仕事に出ているということです。これを始めたら、仕事はアルバイトなのでやめて農業に専従したいということなんですが、あとは息子に譲るらしいです。

続いて、農地法第3条2項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明をします。

第1号の全部効率要件については、奥さんとお子さんが手伝うということ、農機具は後も出てきますが、実は農機具は、——に在住なので持っていらっしやいません。とりあえず管理機を買ったということなので、管理機を見せてもらいましたが、とてもこれで2反をするのは無理ですよ、耕うん機と草刈機を買ってくださいという話をしましたところ、農機具屋さんにすぐ相談するということですので、機械を買うということで、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

それから第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、第3号の信託要件の規定については、該当しません。

それから、第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数については従事すると見込まれます。

それから、第5号、下限面積は満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるということですので、これも該当しません。

それから、第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺の農地の農業上の効率的、総合的な利用の確保に支障は生じないかということですが、今言いましたような、4面あって片方が道で、反対側が家です。左右が太陽光発電ということで、要は、ほかの農地に接してない農地になります。

ただ、地元とも調和して、習わないといけないので、その辺も考慮して、ぜひ地元の水利組合に加入してくださいという話をしましたので、それもすぐ加入しますということでしたので、この第7号も問題ないと思います。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

○古谷会長職務代理者 今、説明のあったことで何か質問等があればお願いいたします。

○3番 3番、中山です。水について、井戸を掘ると書いてあるんですが、これ地目が田ですけども、そんなに水が当てられないような所なんですか。

○1番 さっき言いましたように、太陽光発電にする予定だったので、水利組合を撤退しているんです、今の土地を。だから水利権がないようになってしまうので、井戸を掘ろうとされたようですが、それは、ため池がありますので、加入されたら問題ないですから、加入してくださいと言いました。

○古谷会長職務代理者 いいですね。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 御意見がないようですので、早速採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。これは可決、承認します。

続いて、3番について、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。議案第23号の3については、所有権の移転の申請であります。

資料につきましては、5ページに営農計画書がありますから、これを参考にしながら説明を加えていきます。

現地確認及び申請者への聞き取りを、5月12日、昼に農協で2人一緒に行いましたので報告いたします。

現地につきましては、———のほうから上がる——、これから大分上がって500mぐらいあるでしょうか。———にあります。

話を聞いたところ、譲渡人の———については、最終的には自分が今営農をしている農地については譲受人の———に全部引き継いでもらうという考えがあるようです。———というのはお子さんがいらっしゃらないということで、こういうふうにされたんだなと思って、後継者ができて大変よかったなと、私なりに思っております。

最近では、年をとったと言うんですけど、私に比べたら、——じゃまだあんたは若いねと言って、ミカンを長い間抱えたりして、膝が悪くてねと言ってから、今ブドウもやっておられるんです。袋かけが大変で、パートの人を雇って、年がら年中袋かけから何からいっぱい人がいて、作業やっておられます。ピオーネを今やっているということで、ピオーネ一本でやったら、物が軽いということで、膝の負担がないので、このほうに切りかえられるんじゃないかと思います。

譲受人の———については、先般言いましたように、既にこの農地、去年より就農されまして、観光農園の———というところがあるんですけど、———の経営を去年からやっておられるということで、今まで借りておられたんですけど、今回はこの土地を自分のものにして、自分のものにな

ったらすごく責任を感じますから、さらに磨きをかけていこうと、そういうお話がありました。

それから、農地法第3条につきましては、第1号の全部効率要件については、特に変わったことはありません。農機具の保有状況、それから、農地の全て効率的に今までやっておられますし、間違ったことはないと思います。

それから、第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、それから第3号の信託要件については、該当しておりません。

それから、第4号の農作業常時従事要件ですが、この方は年がら年中、ミカン園に行って一生懸命作業を行っておられるのをよく見かけますから、特に問題はないと考えております。

それから、第5号の下限面積ですが、これについては満たしております。

それから、第6号の転貸禁止要件、これについては、自分が耕作されるということで、特に問題はないと考えております。

それから、第7号の地域調和要件ですが、これも今までずっと同じところでやっておられましたので、特に大きな問題はないと考えております。

以上で、私の報告を終わります。皆様の御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○古谷会長職務代理者 今、説明のあったことで、何か御質問等があれば、お願いいたします。もとの農業委員。

○9番 はい、農業委員をやられていた——です。

○古谷会長職務代理者 ——ね。

どなたかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 御意見がないようですので、ここで、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決、承認いたします。

続いて、議案第24号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 御説明いたしますが、その前に、議案第24号、2件ほど出ておりますが、受付番号の2が、取下げになっておりますので、このたびは審議いたしません。

議案書3ページ、資料の7ページからになります。

議案第24号につきましては、農地法第4条の規定による許可申請が1件出されております。転用目的は長屋建住宅です。農地区分は集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令も該当しない農地のため、第2種農地と判断いたします。開発許可申請準備中です。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷会長職務代理者 それでは、1番について、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第24号の1は、——が長屋住宅を建築するために転用したい案件になります。

現地確認と申請者の聞き取りを、5月11日、事務局及び小委員長とも行いましたので御報告します。

現地は——で、先々月も出た案件の隣の土地になります。資料7ページです。今回ここを長屋住宅にしたいということになります。

場所ですけれども、——から西に200mぐらい行った——沿いの土地になります。こちらのところ、29年9月15日許可のところにはもう長屋が建っておりまして、先々月の太陽光発電と許可出ておりまして、最後に残った土地です、ここら辺でいけば。

申請人の——に伺いましたところ、何年も耕作しておらず、本人も——で、とてもじゃないが耕作できないということで、今回長屋が建つ運びになって安堵しているという話でした。

事業計画ですが、10ページを御参照ください。こちらの土地に長屋住宅が建ちます。2棟、計12部屋建ちます。施工は——が行います。

防除計画ですけれども、12ページを御参照ください。まず、水利権ですが、水利組合への説明が4月24日にされたということです。

雨水及び汚水に関しては、農業用排水路に排水ということになっております。周りももう農地ではなくなっておりますので、これも問題ないかと思います。地元委員としては、——ということもあり、周りの環境等を配慮して、転用もいたし方なしかと思います。

以上説明となります。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○古谷会長職務代理者 今、説明のあったことで、何か御質疑等があればお願いいたします。

何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 御意見がないようですので、早速採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認、可決します。

2番目については今、事務局からお話がありましたように、取り下げということであります。

続いて、議案第25号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第25号につきまして、説明いたします。

議案書の4ページ、資料は19ページからになります。

議案第25号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が4件提出されております。転

用目的は太陽光発電設備 2 件、農業用倉庫 1 件、ガス供給施設 1 件です。

受付番号 1、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積 0.2 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受付番号 2、農業用倉庫です。農地区分は、集団農地面積 2.5 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受付番号 3、ガス供給施設です。農地区分は、集団農地面積 8.1 ha の農地で、施行令第 12 条第 1 号に該当する第 1 種農地です。許可該当法令は施行規則第 37 条第 1 号の公益性が高いと認められる事業で、ガス事業法により使用するものです。

受付番号 4、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積 8.5 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷会長職務代理者 それでは、1 番について、これは、今日池田委員さんが欠席でございますので、事務局の富永職員が説明すると伺っております。説明をお願いいたします。

○事務局書記 池田委員にかわりまして、事務局より御説明いたします。

議案第 25 号の 1、第 5 条申請に関して御報告いたします。

19 ページです。こちらは、先月の月例総会にて、——である——より、事業計画変更で提出されていた太陽光発電の転用の案件です。

計画変更申請の内容として、既に許可を受けた部分に新設する 2 筆を足したものです。その新設部分を変更申請では——名義、第 5 条申請では——です、会社名義では合っていないと、県より御指摘があり、今回改めて——名義で第 5 条申請を提出していただきました。あくまで事業計画に変更はなく、名義の変更のみの案件です。

皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷会長職務代理者 今、説明があったことで、何か御質問等があればお願いいたします。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 特に御意見がないようでございますので、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認、可決します。

続いて、2 番について、地元委員さん、説明をお願いします。

○12 番 12 番、熊安です。よろしくお願いいたします。

議案第 25 号の 2 は、——の農地を御長男の——が譲り受けて、農

業用倉庫を建築するために、使用貸借による権利の移転をしたいという申請です。

現地確認と同時に、ヒアリングを事務局の秋里さんと富永さん、小委員長の石田さんと私の4人で行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、—————の近くにあります。譲渡人と譲受人は親子の関係で、御両親と御長男家族が御一緒に生活されている、理想的な環境でした。近隣にもみ殻なども、環境汚染を整えるためにも農業用倉庫が必要になり、使用貸借による権利の移転をしようというものです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。25ページにあるように、その農地は第2種農地、集団農地面積2.5ha、いずれの法令にも該当しない農地です。

28ページの事業計画書にもあるように、土地も地続きで、土地の代替性がほかにありません。自宅敷地と隣接しているため他人の土地は通行しないで、農作業の確保が可能になります。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○古谷会長職務代理者 今、説明のあったことで、何か御質問等があればお願いします。

○11番 11番、石田です。

一緒に聞き取りに行かせていただいたんですけど、元委員の—————ともお話をさせていただいて、倉庫を建てる理由というのが、—————ところの北側にある家が、もみ殻が飛んでくる、警察を呼んで毎日でも来いと。農業をするからもみ殻は出る、と言われていたみたいなんですけど、息子さんのことを考えて今回そうされるようですが、なかなか権利意識というか、そんなものがあって、もともと田んぼだったんですけど、後から家を建てられるようになって、農家がどんどん肩身が狭くなるが、いかなものかと、個人的に思ったところです。

○古谷会長職務代理者 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 ほかに御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決、承認します。

それでは、3番について、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、熊安悦子です。

農地法第5条許可申請についてです。

議案第25号の3は、—————の農地を—————が譲り受けて、ガス供給施設に転用するための所有権の移転の申請です。

5月10日に現地確認を、事務局の秋里さん、富永さん、小委員長の石田さんと私の4名で行いました。

ヒアリングを5月15日と16日に、お電話にてお話を伺いました。——はまだまだたくさん
の田んぼがあるから、1年前から——から依頼があり、ガス供給施設ができれば、防府
市民の方に役立つのではないかと思います、手放すことに決めたそうです。

——の係長である——からもお電話をいただき、ガスの配管場所に近く、ガス
供給施設として毎日のガス供給量の確認やメンテナンスをするのに適当な場所ですとのことでした。
大型車は年数回、毎日の点検は軽自動車で行い、1,014m²の駐車場などの広さも適当ですとの
ことでした。

資料の31ページにあるように、この農地区分は第1種農地です。第1種農地は原則として、転用
することが許可されませんが、この申請地は集団農地面積80haであり、例外規定であります農地法
施行規則第37条第1号に当たり、公益性が高いと認められる事業で、ガス事業法により使用するも
のとなれ許可基準を満たしております。

皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○古谷会長職務代理者 今、説明のあったことで、何か御質疑等があればお願いします。

どなたかございませんか。

○11番 11番、石田です。

日頃のメンテナンスは軽自動車ということなんだけど、6台とめるのが適当かどうかは、農業委
員会が判断するのであって、日頃何台ぐらい必要なのかとか、最低、それが大丈夫ですか、教えてい
ただけますか。

○12番 私も現地調査に行ったときに、石田さんからそういう疑問があったような感じがしたので
で、その件を——に伺ってみました。そしたら、日頃はそんなに大型車は出入りしないんだけど、
軽自動車がその——の車で、毎日点検に行くので、また、機械の計量計なんかを置いたり
とか、いろんなことに使うので、あのくらいの面積は必要だと思いますというお答えでした。

今、ここがガスの配管工事をする地点として選ばれたのは、第1種のところをちょっと違うところ
はどうだろうかということも考慮しまして、伺ってみましたら、今、周南と宇部からガス管が引いて
あって、ちょうどその合流点というんですか、その場所がちょうどいいんだということを申して
おられました。

それで、ここを1年かかりで説得されて、許可をいただきたいというお話でした。

○古谷会長職務代理者 いいですか。ほかに御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 特に、御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙
手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認、可決いたします。

次に、4番ですが、これについては、私が担当です。

今日の議長依頼が、実は、きのうの3時頃あったこと、この案件の担当行政書士とこの方との折衝が、きのうの午後2時半までかかったということで、本来ならば、誰かに引き継ぐことがいいのかもわかりませんが、今回はその時間がなかったということで、この案件については、私から御報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、8番の古谷ですが、議案第25号の4は、———と———所有の雑種地と農地を、———が太陽光発電設備の設置及び運用のために購入したいとする所有権移転の申請でございます。

まず、この資料が届いた日に、私の案件をチェックしたところ、気がかりな点がありましたので早速現地に行って確認をした結果、やはり申請書類に若干不備がありましたので、これを事務局に伝えました。

5月11日の午後、吉本小委員長さんと事務局の2名、農地の現地確認をし、また申請書類の不備箇所の確認をしてもらいました。

また、近隣農家の承諾をとるように、特に担当行政書士に依頼してほしいということと、また金網のフェンスの設置場所の確認ができませんでしたので、確認できる書類を取ってほしいということで、改めて事務局に問い合わせをするようお願いいたしました。

また、5月13日の午前中に———に直接お会いしてヒアリングをし、また同じ日の夕方、———に電話にてお話をいたしております。この結果について御報告をいたします。

当該農地と雑種地は、お手元の資料の38ページの———の北側の外構より、約10mの———の護岸側にあります。

———の土地は、法務局の地籍も雑種地になっております。この電話のときに、なぜ農業委員会で雑種地をやろうとして承認をしないといけないのかと、大変疑問を持っておられまして、雑種地扱いというのは課税上の問題とやはり田んぼに———してもらうという意味合いもあるし、また、もう一つは、農地法上の問題もある。あくまでも、農地法上では、田の移動があれば、その対応をしなければならないことがあるんだということで、今回とにかくきちんとしてしまおうということで、一応了承をいただいたという経緯がございます。

———によりますと、この土地は自分が小学校、10歳ぐらいとおっしゃったんですが、もう60年ぐらい農業を一切していないということで、現在まで、近所に迷惑がかかったらいけないから、草刈りのみをされておられたということです。

また、この太陽光のお話については、既に、———ではありませんが、6年ぐらい前からいろん

な方から、どうかというお誘いがあったそうでございます。

ただ、今回、——と抱き合わせになっていますけれども、この——の農地に入るには、この——の雑種地、これを利用しないと入れないようなことになっております。——とすれば、——の同意、あるいは今回一緒に農地を手放そうかと、そういうことであれば、この話を進めようということ考えておられていたようですが、去年の１２月頃、——に売却しようということで話がまとまったようでございます。

この農地の種別は、先ほど紹介がありましたように、２種農地で特に法令上の問題はないということでございます。

また、隣接の農地は全て保全管理のみで耕作はされておりません。したがって、特に支障はないと判断がされます。

それから、５月１６日午前中に担当の行政書士が私の家に来られました際に、このすぐ隣接の——のところへ必ず行って説明してくれとお願いしたわけですが、当日の午後２時過ぎに、直接行って本人に話して承諾をいただいたという電話をいただきました。

また、一方、防府土地改良区の関連がありますので、その同意書と、それから農業委員会に出す意見書、これについても全て５月１６日に対応したという報告をいただいています。

それから、——の資金計画等の確認をいたしましたが、これは自己資金で十分賄えるという判断をいたしました。２、０００万円ちょっとの工事関連の費用で、現在貯金残高が９、０００万円ぐらいいありますので、多分大丈夫だと判断いたしております。

それから、企業の履歴事項、これを確認いたしましたが、太陽光と発電設備の設置運用は許可がされております。

これらのことから、まず、一般基準においては、農地転用を行うために必要な資力、信用があるかどうかということは、あると認めております。

また、農地転用の妨げとなる権利を有するものの同意が得られたかどうかということですが、これは得られていると判断しております。

また、全ての農地を転用することは確実かどうかということですが、これも今のところ確実だという判断をいたしております。

それから、農地と一体として申請に係る事業を目的に供する土地を利用できるかどうかについては、見込みがあると判断しております。

それから、農地の面積が申請に係る事業の目的から見て適正か否かについてでございますが、これは今の図面から見て適正であると判断いたしております。

ここで、４１ページをあけてください。この図面を見ますと、右側のほうは２０度の傾斜で設置します。今度左側のほうを見ますと、これは平面です。これはどういうことかといいますと、今あそこ

に————が住んでおられるんですが、この方の家の前になりますので、やはり景観と、それから今の技術でいけば、こうように平行に置いても、十分充電が可能だというような技術が進んできているから、ピタッとなっているだけです。今まで、私としては、必ず角度についていろいろ注文をつけていたんですが、それと、もう一つは、これも初めて聞いたことなんですが、光の反射、非常に問題があると、話をしたんですが、行政書士は最近反射しないパネルが出ているということで、その辺については、かなり配慮しておりますよということで、今回初めてのことだと聞きましたので、一応皆さんに御紹介したいと思います。

それから、農業用排水路施設の有する機能、これに支障を及ぼすおそれは、あるのかないのかということですが、私がちょうどこの担当しているわけなんです、特にないと判断させていただきます。

それから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないかということでございますが、これは特にない、周りが全部保全管理農家でございます、ないというふうに判断しております。

これらのチェック項目はまだまだあるんですが、いずれも、私の段階では、クリアしていると考えております。

また、立地基準というのがもう一つあるんですが、これについては第2種農地でございます、周辺の土地では、事業の目的が達成できない場合は、あるいは先ほどありました、公益性が高い事業等の場合は許可してもよいという規定がございます。

これらを総合的に勘案して、地元委員としては特に問題ないものと判断しておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

今、説明したことで、何か御指摘等があればお願いいたします。

○4番 宇多村です。先ほど、資金計画の話がありました。工事費がおおむね2,000万円、資金9,000万円あるからという話でしたけど、この第一発電所と、いわゆる第二発電所、第一発電所のほうが43.92kw、第二発電所のほうが10.9kw、2つ合わせると、2,000万円、じゃなくてかなり違った金額になるんじゃないかと思えますけども。

○古谷会長職務代理者 ここは、全部ほとんど自前のなものでやります、だからかなり安くあがるんだろうと思います。それからあくまでも自己資金でやりたいと、借入れがない、そういう、書類上しか確認できませんので、そうした結果、これも十分賄えるんじゃないかという判断をさせていただきました。

○4番 私が大体把握しているのが、約50kwで1,800万円ぐらい工事費がかかって、なおかつ第一、第二合わせると150kwということになると、やっぱり6,000万円ぐらいの工事費がかかるんですけど、その6,000万円ぐらいの工事費は自前でやっていく。

○古谷会長職務代理者 自前で、とにかく自前でやると、今9,000万円あるから、例えそうなって

も多分やるんじゃないかという判断はしました。

○4番 自己資金が9,000万円あるから大丈夫。先ほどの、2,000万円という話は、第一発電所の経費が2,000万円ということですか。

○古谷会長職務代理者 どうですか。あれ、両方あるけれど、私がもらっているがデータではそういうことです。事務局。

○事務局 両方合わせて太陽光パネル費と造成など含めて、2,307万円、こちらが費用になります。

○4番 もう一度調べていただきたいんですけども、今まで太陽光発電の設置許可は何回も見ているんですけど、約50kw台は1,800万円ぐらい、大体平均してあったんです。1,500万円、49kwと109kwが合わせたものが、2,000万円できるとはちょっと考えられないんですけども、何か間違いじゃないですか。

○古谷会長職務代理者 今、私も時々太陽光の方に確認しているんですが、昔と違って安くあがるようなやり方があるそうです。でないと売電価格が18円ですか、だから18円でやれるかどうかということで、工事そのものやり方が変わってきたと、だから昔はかなり高い位置でやっていたのを、ボーリングしてそれに突っ込むような形だけでやるという、非常にその辺の工事関係が、また特に——建設は自前でやっておりますので、多分その辺は、かなり安く見積もって、全部自分のところでやりますということですからね。

○4番 3年、4年前の太陽光のパネルの状況と、現在の新しく開発されたパネルの性能と、単価当たりを考えてみたところ、大体3割から4割ぐらい改善しているというのはわかるんです。

だから、発電能力、いわゆる売電単価が昔の30円から20円になっても、そこそこいいんじゃないかということではあるんですけど、仮に3割カットしたとしても、工事費が2,000万円、ちょっと考えられないから改めて調べておいていただければと思います。

○古谷会長職務代理者 事務局、いいですか。

○事務局 数字は確認させていただきます。ただ、今回の審査で、資金計画が、今の預貯金の範囲内でできるということが確認できればというところでなんですが。

○4番 一応了解です。

○事務局 採決のほうはお願いいたします。確認はさせていただきます。

○11番 事務局の言われたとおりで、履行できるかどうか問題なので、私たちは農業委員会なので、周辺農地に支障来さないとか、周りの農家に迷惑をかけないとか、維持管理をその後されるのかとか、ちゃんと計画どおりに行われるかというぐらいしか、結局話し合う必要ないんじゃないかと思うんですけど、それができれば、何の問題もないと思います。

○4番 了解です。

○古谷会長職務代理者 今、貴重な意見ありがとうございました。ほかにございませんか。

○6番 資料の42ページの、これはいつも出てくることなんですが、被害防除計画、これの汚水の処理の間違いというか、農業用水路に汚水を流すのに、そうでないように書いてあるものが多いです。今回あったんですけど。

そこを農業委員の方はよく見られて、事務局は最初に来るから見てもらったらいいと思うんですけど、部数があるから見落としが多いんですが、ほとんどが農業用水路多いですね。そういう住宅転用とかああいう転用するときに、注意してもらいたいと思います。

それと、今、古谷職務代理が言われたんですけど、水利関係者の説明は古谷さんでよろしいですね。

○古谷会長職務代理者 これは、あくまでも汚水の場合は、私の名前になります。しかしながら、今回、雨水だから、本来あんまり言われなくても、嘘が書いてあったので確認に行ったんです。

——に落とす、小委員長さんも一緒に見てもらったり、3か所あったでしょう。だからこの確認をして、——と——にも、これは何のため設置しているかと聞いたら、あれはあくまでも排水するための施設だということを確認しています。

それをもって、担当行政書士に私のほうから、これは何かということでちょっと厳しくしたということです。

○6番 これわかりました。この案件は汚水が出ないからいいです。了解します。

○古谷会長職務代理者 汚水は出ないけど水利組合としては、これ一緒に出してもらっては困るということで、私は現地確認をしたときにここを主に見るから。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 特に、御意見がないようでございますので、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認、可決します。

次に、議案第26号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案書5ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第26号につきましては、事業計画変更承認申請が2件提出されております。

番号1番につきましては、平成30年1月5日付で、資材置場で一時的な利用として転用許可を受けたものですが、山口県発注の砂防工事の工事期間が延長になったため、期間延長の申請をするものです。転用目的についての変更はありません。

番号2番につきましては、平成29年5月1日付で、太陽光発電設備で転用許可を受けたものですが、高い効率の太陽光発電パネルへ変更することに伴い、転用目的を変更し、また、許可期間内に事

業が完了しなかったことに伴い、期間延長の申請をするものになります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○古谷会長職務代理者 それでは、1番について、地元の委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。特に、聞き取りとかしていないですけど、県の砂防、先ほど、事務局の御説明のとおりで、特に問題なく今まで使われておりますので、そのまま延長していいんじゃないかと。余談ですが、うちのこの資材置場のすぐそばに用水路があるんですが、そこに砂がすごくたまっている、本来市が取らないといけない砂だったんですけど、うちの環境保全会が2年連続で取ってあげて、そっちの予算で砂を取るのに、ちょうど——、同級生なんですけど、社長、せっかく重機動かすのに安めにやってくれと、かなり安くやってくださるので地元は助かっております。

○古谷会長職務代理者 今、補足的な説明いただきましたが、特に、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 特に、意見がないようでございますので、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷会長職務代理者 全員賛成ということで、承認、可決いたします。

続いて、2番についてです。地元委員さん、説明などをお願いします。

○1番 1番、石川です。

議案第26号の案件は、太陽光発電の利用計画変更したい、そういう申請です。

現地は、——から北へ500mぐらい行ったところで、——のそばなんですけど、ちょうど——が土手になっているところの下側の場所です。既に、この辺、家がないところに太陽光発電ばっかりという形になっています。

資料は43ページ、という位置にあります。5月11日に宇多村小委員長と事務局と一緒に現地確認をしました。それから代理人の方にも、一応確認をしております。

未着工なんですけど、着工が遅れている間に、高効率のパネルが出てきたので、その高効率のパネルに変更するために計画を変更したいということでした。

46、47ページに図面が出ていますが、46ページは前の計画、47ページは変更後の計画ですが、パネル数が288枚から263枚に変更されたことにより、横の列が1列減少しています。

それから、年間発電予想量は8万7,768kwだったのが、9万2,247.25kwに増えていきます。パネルが減って発電量は増えたという形になっています。

前の着工は相当遅れていますので、今回もし許可になったら、いつ着工するかという確認をしましたところ、許可後できるだけ早くという返事でしたので、今年中には着工されますかと、もう一度聞きましたら、着工しますということでした。

報告は以上です。皆様の御審議をよろしくお願いします。

○古谷会長職務代理者 今、説明があったことで、何か御質問等があれば、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 特に、御意見がないようでございますので、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認、可決いたします。

次に、議案第27号及び第28号は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

第27号を見ますと関係する方がおられます。この席にいていただくか、退席をお願いするか、いかがいたしましょうか。

○5番 いてもらってもいいと思います。

○古谷会長職務代理者 いいですか。皆さん、どうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 ありがとうございます。それでは御同席、一緒に対応していただきたいと思います。

それでは、事務局よろしくお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定について、御説明させていただきます。

議案書6ページから内容を記載しておりますのでご覧ください。

議案第27号につきましては、平成30年5月25日公告予定の利用権設定の申請が137件提出されております。農地の集積面積は41万8,656.75m²でございます。内容としまして、137件中、使用貸借権の設定が122件、賃貸借権の設定が17件、新規25件、更新64件、再設定54件となっております。それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第28号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。議案書28ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第28号につきましては、県で公告予定の利用権設定が26件になります。内容としまして、議案第27号の番号112から137までについて、公社から貸付を行うものになります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○古谷会長職務代理者 地元委員さんで何か説明を加える方があれば、お願いいたします。

○11番 11番、石田です。

以前よりずっと言い続けているんですけど、中間管理機構がセッかくできて、これ見たら、また担い手になられている方がたくさん借りられているんですけど、窓口に来られたときに、本当にちゃんと説明しているのかと疑問に思っております。していないんじゃないかと思うんです。

以前、今回、機構を使ってやっている若手から市に対して、機構を使いたいからと言ったら、ちょっと嫌がられるようなそぶりを見せられ、その後、僕が相談受けて一緒に来たら、いやいやどうぞ使ってくださいとやるんですけど、全然対応が違うんですよね。本人も言われたんですけど、なぜ、そういう誘導しようとししないのか。

国の政策であって、市としても進めていただきたいなと思って、たびたびこの場でも要望させていただいているんですけど、実際今回出ている案件に何件使うように促して、何件やめられる、断られたのか、そういったことを具体的に聞いておきたいなと思うわけなんですけど、農政係の方いらっしやらないので、聞けないんですけど、来月の総会にでも、ちょっと来ていただいて説明していただいたらいいんじゃないかなと、使わせない理由が何かあるかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

農業委員会の事務局としては、特に提出窓口は農業委員会でもいいと思うんですけど。

○事務局 申請書等々につきましては、農業委員会の事務局にも備え付けまして、中間管理機構であったり、相対であったり、基盤法を利用した権利設定というのが手軽にできますよという御案内をする中で、農林水産振興課の職員に対しまして、うちから、中間管理機構を使ってくれと促してはおります。

ただ、実際、執務室が違う関係で、どの程度頑張っているのかとか、そういったところは見えないところではあるんですが、あと、御本人さん同士がどういう形での契約を望んでらっしゃるかというところも、正直なところあるかと思うので、誘導に関しては、お話をするということは引き続きできるかとは思います。

ただ、それが実際の結果としてどうなるかというところは、主体的に動けないのかなというところはあります。

○11番 ありがとうございます。中山委員さんはたくさん農地借りられると思うんですけど、どのような説明を受けられたんですか。

○3番 3番、中山です。今回これの4番目です。——から僕は2町ほどお借りしているんですけども、今回再設定に当たり、市役所から書類が、僕と——にそれぞれ送られてきて、——から話があって、そのまま5年間管理してくれないかということで言われたら、そのまましましょうということで、提出した次第です。中間管理機構の説明等は何も書類の中に入っていないので。です

ので、そのままいきましょうという形。僕も気がついてそうすればよかったんですけども、今回そのまま、5年間延長ということで契約しました。流れは以上です。

○6番 ちょっといいですか。私もよその田んぼを借り受けているんですが、やっぱり、農林水産振興課から満期通知が来るんです。新規なら新規で、あそこに行かれて書面を書くところがあるじゃないですか、特に満期なんかのとき。農地中間管理機構が利用できますというパンフレットぐらい入れときゃいいのに。

○11番 周知してないんです。

○事務局 今、お話聞きまして、現状がよくわかりましたので、（発言する者あり）再度お話をさせていただきます。ありがとうございます。

○古谷会長職務代理者 いいですか。

○11番 はい、ありがとうございます。

○古谷会長職務代理者 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 特に、御意見がないようですので、この件の採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認、可決いたします。

これからは報告事項でございますが、皆さんお目通しの上、何か御質問等があればお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷会長職務代理者 ございませんか。特に、御質問がありませんので、審議等については、ここで終えたいと思います。

午後3時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 5月17日

議 長 古谷 修造

署名委員

署名委員